

低圧電気取扱者安全衛生特別教育

労働安全衛生法必須の法定特別教育(学科教育7時間、実技教育7時間)を実施!
座学に加え、充実した実技講習を熟練の講師陣から教わることができます!

開催日

学科:平成30年 2月6日(火)

実技:平成30年 2月7日(水) ※希望者が24名を超えた場合 8日(木)

9:00~17:00(※受付・開扉 8:30より) ※実技日程は先着順です(希望不可)

受講料

<東京・関東甲信越協会会員>

税込 8,640円(本体 8,000円+税)

<一般>

税込 15,120円(本体 14,000円+税)

※テキスト代込

募集人数

48名

※2日目(実技)各日24名まで

会場

ビルメンテナンス会館地下研修室

(東京都荒川区西日暮里 5-12-5)

講師

(公社)東京ビルメンテナンス協会

唐木田、小室、坂下、鈴木(達)、鈴木(勝)、

中島、宮田、碓岡、富永 各講師

主な内容

- ☆ 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。(労働安全衛生法第59条第3項)
- ☆ 「低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務、又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧(直流では750ボルト以下、交流では600ボルト以下)の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務」は当該業務です。(労働安全衛生規則第36条4号)
- ☆ 電気工事士等の資格を有している者でも、特別教育を受けなければなりません。
- ☆ 当協会では事業者に代わって、**7時間の学科教育**と低圧充電電路の停電・復電の確認、充電部が露出している開閉器の操作方法閉器の操作業務に関する**7時間の実技教育**の特別教育を、当協会ならではのビルメンテナンス業向けの講義(演習を多く含む)を交えて実施します。(安全衛生特別教育規程第6条)
- ☆ 全科目を修了した方には、**当協会発行の修了証**を発行します。特別教育実施の記録となりますので、大切に保管して下さい。

～当日カリキュラム～

- ①低圧の電気に関する基礎知識
- ②低圧の電気設備に関する基礎知識
- ③低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
- ④低圧の活線作業及び活線近接作業の方法
- ⑤関係法令
- ⑥実技教育(低圧充電電路の停電・復電の確認、充電部が露出している開閉器の操作業務)



その他

申込みは、前払いとなっております。協会指定の口座にお振込み下さい。

☆FAXでの申込み(別紙の指定申込書をご使用ください。)

- ①受講者の会社が東京協会又は関東甲信越協会の会員であることを確認して下さい。
- ②受講料金を講習会専用口座に事前にお振込み下さい。
- ③**受講料金振込み後**、申込書に必要事項を記入し、**振込み票の写しを貼り**、協会宛にFAXをお送り下さい。

④持参品、服装など詳細を記載した受講票を、**1月23日(火)頃に連絡担当責任者宛**にFAXをいたします。受講票が届かなかった場合はご連絡下さい。

※キャンセルは開催前営業日まで受け付けます。当日欠席は返金不可となります。

※お申込みいただいた個人情報に関しては、本講習以外で使用いたしません。

定員になり次第、締切ります。

【お問い合わせ先】(公社)東京ビルメンテナンス協会 講習担当:菊地

TEL 03-3805-7555

FAX 03-3805-7550